

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策指針 8月1日

仙台市医師会看護専門学校

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に移行したことにより、人々の移動がコロナ以前に近づいてきております。その結果、第9波ともいえる感染者数の増加がみられております。このような状況から、医療従事者を養成する本校の特徴を踏まえ、令和5年度末までひきつづき、以下のように対応いたします。

🌸 学生・教職員

- ・毎朝自宅で体温を測定し、登校時玄関で速乾性手指消毒液による消毒をします。
- ・体調不良時は学校に報告します。
- ・本人の判断で、必要時マスクを着用します。
- ・体調不良・発熱の場合、直ちに下校・受診し、結果を学校に報告します。
- ・同居している家族に症状があり受診した時は直ちに学校に報告します。

🌸 講師・外来者

- ・受付で体温測定と体調の確認をさせていただきます。
- ・玄関で、速乾性手指消毒液で消毒させていただきます。
- ・校舎内では本人の判断で、必要時マスクを着用させていただきます。

🌸 学校内設備

- ・各部屋はロスナイを「強」に設定し、換気に努めます。

🌸 授業について

- ・集団発生等の状況で休業又は出席停止となった場合等はオンラインによる授業を検討します。
- ・オンライン授業は zoom を使用して、双方向型の授業を実施いたします。

🌸 臨地実習について

- ・実習施設の方針に従います。
- ・実習施設の感染対策を守り、実習いたします。
- ・体調不良・発熱の場合、直ちに報告し、下校・受診後に結果を学校に報告します。

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された時の対応

1. 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とする。
2. 出席停止期間は 公認欠席 とする
3. 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該学生にはマスク着用を推奨する。
4. 同居家族に陽性者が出た場合、「濃厚接触者」として、特に5日間は自身の体調管理を厳重に行い、必要時療養期間を設ける。

宮城県 推奨する療養期間（健康観察期間）

令和5年5月8日以降の取扱い

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目以降
陽性者 ◆感染症法に基づく外出自粛/就業制限は求められません ◆保健所から連絡はありません	有症状者 発症日		発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨します 症状が重い場合は医師にご相談をお願いします 特に5日間は 他人に感染させるリスクが高い期間					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください 10日間は感染性のウイルスを排出している期間			咳やくしゃみ等が続く場合、咳エチケット（マスク着用など）を心がけましょう		
	無症状者 検体採取日		検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨します やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					
濃厚接触者 ◆保健所による濃厚接触者の特定は行われません ◆感染症法に基づく外出自粛は求められません		特に5日間（最終接触日を0日目）は自身の体調に注意 7日間は発症の可能性のある期間											
		濃厚接触者として特定はされませんが、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いします											